

「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」 のポイント

(平成13年11月29日 金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ)

1. 重要項目をよりわかりやすく

投資家にとって重要であると考えられる事項のわかりやすいディスクロージャーの観点から、ファンドの目的、投資方針、リスク、運用体制等の重要な事項の記載を明確化する

2. 不要な情報の削除

全販売会社の固有名、委託会社の細かな情報等、ファンドの運用に直接的に関係のない事項については、目論見書の記載事項から除く

3. グラフ等の使用や表現・表記の工夫でより読みやすく

記載方法については、わかりやすい表現・表記の使用、記載事項の配列等の工夫・見直し、グラフや図表の使用等により改善を図る

4. 手数料引下げの環境整備

手数料については、競争促進の妨げにならぬよう、上限を記載する方法に変更する

なお、目論見書の記載内容の改善に当たっては、内閣府令改正のほか、目論見書の作成者が今回の改善の趣旨を十分踏まえて作成することが大切であり、併せて投資信託協会における自主ガイドラインの整備も必要であるとされた。